

○水戸市木造住宅耐震改修補助金交付要項

平成23年 5月31日
水戸市告示第124号

(趣旨)

第1条 この要項は、木造住宅の耐震化を促進するため、予算の範囲内において、木造住宅耐震改修補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、水戸市補助金等交付規則(昭和53年水戸市規則第22号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象住宅 市内に存する一戸建ての木造住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。))を含む。)で、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 昭和56年5月31日以前に新築工事が適法に着手されたものであること。

イ 在来工法(土台、柱、はり、筋かい等を用いて建築物を組み立てる工法をいう。)又は枠組壁工法によって建築されたものであること。

ウ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満とされたものであること。

(2) 耐震診断 茨城県木造住宅耐震診断士認定要綱(平成17年4月11日施行)第2条第1項の規定により茨城県知事が認定した木造住宅耐震診断士が、一般財団法人日本建築防災協会が定める木造住宅の耐震診断と補強方法(平成24年発行)に基づき、建築物の地震発生に対する安全性を評価することをいう。

(3) 上部構造評点 木造住宅の各階及び各方向について、保有する耐力を必要耐力で除して得た値のうち、最小のものをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、木造住宅耐震改修工事事業及び木造住宅耐震改修設計事業とする。

2 木造住宅耐震改修工事事業は、対象住宅の上部構造評点を1.0以上とするための改修工事(以下「耐震改修工事」という。)のうち、次の各号に掲げる要件を満たすものを行う事業とする。

(1) 当該耐震改修工事に係る設計を茨城県木造住宅耐震診断士その他市長が認める者が行ったものであること。

(2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者(市内に本店、支店又は営業所を有するものその他市長が認める者に限る。)に請け負わせて行うものであること。

3 木造住宅耐震改修設計事業は、耐震改修工事の設計のうち、次の各号に掲げる要件を満たすものを行う事業とする。

- (1) 茨城県木造住宅耐震診断士その他市長が認める者が行うものであること。
- (2) 当該設計に係る木造住宅について、補助金の交付を受け、耐震改修工事の設計をしたことがないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、対象住宅の所有者（市税を滞納している者を除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 木造住宅耐震改修工事事業及び木造住宅耐震改修設計事業を同一の年度において一体的に実施する場合 木造住宅耐震改修工事事業に要する経費の額の5分の4に相当する額
- (2) 木造住宅耐震改修工事事業を実施する場合（前号に掲げる場合を除く。）
木造住宅耐震改修工事事業に要する経費の額に100分の23を乗じて得た額
- (3) 木造住宅耐震改修設計事業を実施する場合（第1号に掲げる場合を除く。） 木造住宅耐震改修設計事業に要する経費の額の2分の1に相当する額。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に該当する場合 1,000,000円
- (2) 前項第2号に該当する場合 500,000円（当該対象住宅について木造住宅耐震改修設計事業に係る補助金の交付を受けた場合は、500,000円から当該補助金の額を差し引いた額）
- (3) 前項第3号に該当する場合 100,000円

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、木造住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請をした者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに木造住宅耐震改修事業変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするとき。

(2) 補助事業に要する経費の変更をしようとするとき（交付決定額の20パーセントを超えない経費の変更の場合を除く。）。

(3) 補助事業の中止又は廃止をしようとするとき

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認するときは、木造住宅耐震改修事業変更等承認通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

（木造住宅耐震改修工事事業の実施の承認等）

第8条の2 第5条第1項第1号に掲げる場合においては、補助事業者は、木造住宅耐震改修設計事業が完了したときは、速やかに木造住宅耐震改修設計事業完了報告書兼木造住宅耐震改修工事事業実施承認申請書（様式第4号の2）を市長へ提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認するときは、木造住宅耐震改修工事事業実施承認通知書（様式第4号の3）により当該申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第5条第1項第1号に掲げる場合にあつては、木造住宅耐震改修工事事業が完了したとき）は、速やかに木造住宅耐震改修実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、木造住宅耐震改修補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、木造住宅耐震改修補助金交付請求書（様式第7号）を市長へ提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、市長の指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

(関係書類の保存)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他の関係書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則 (平成23年水戸市告示第124号)

この要項は、公布の日から施行する。

付 則 (平成25年7月1日水戸市告示第163号)

この要項は、公布の日から施行する。

付 則 (平成27年5月11日水戸市告示第123号)

この要項は、公布の日から施行する。

付 則 (平成29年3月24日水戸市告示第56号)

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年4月16日水戸市告示第152号)

この要項は、公布の日から施行する。

水戸市長 様

住 所
申請者 氏 名
電 話

木造住宅耐震改修補助金交付申請書

木造住宅耐震改修補助金の交付を受けたいので、水戸市木造住宅耐震改修補助金交付要項第 6 条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業の概要

補助対象事業名		
住宅の概要	所在地	
	建築着工年月日	年 月 日
	延べ床面積	m ² （住宅以外の部分 m ² ）
	建築の工法 （該当するものを○で囲んでください。）	(1) 在来工法 (2) 枠組壁工法
耐震診断による 上部構造評点		
耐震診断を行った者	住所 氏名又は名称 受講登録番号	
耐震改修設計を行う者	住所 氏名又は名称 受講登録番号	
耐震改修工事を行う者	住所 氏名又は名称 建設業の許可番号	
事業の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
予 定 金 額	耐震改修設計に要する費用	円
	耐震改修工事に要する費用	円
	総事業費	円

2 交付申請額 金 円

3 添付書類

- (1) 付近見取り図
- (2) 耐震診断結果報告書の写し
- (3) 見積書の写し
- (4) 登記事項証明書
- (5) 建築確認通知書の写しその他の建築確認を受けたことが分かる書類
- (6) 市税完納証明書又は市税の納付状況等に関する調査についての承諾書
- (7) 木造住宅耐震改修工事事業にあつては，耐震改修工事設計書（設計者名及び耐震改修工事後の耐震評定点の記載があるもの）及び耐震改修工事詳細図
- (8) 木造住宅耐震改修工事事業にあつては，工程表
- (9) 前各号に掲げるもののほか，市長が特に必要があると認める書類

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった木造住宅耐震改修補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、水戸市木造住宅耐震改修補助金交付要項第7条の規定により通知します。

記

1 補助対象事業名

2 交付決定額 金 円

3 交付の条件

- (1) 水戸市補助金等交付規則及び水戸市木造住宅耐震改修補助金交付要項の規定に従うこと。
- (2) 前号に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがあること。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

水戸市長 様

住所
申請者 氏名
電話

木造住宅耐震改修事業変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた木造住宅耐震改修補助金について、事業内容の変更（中止）をしたいので、水戸市木造住宅耐震改修補助金交付要項第8条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 補助対象事業名
- 2 変更等の内容
- 3 変更等の理由
- 4 添付書類

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

木造住宅耐震改修事業変更等承認通知書

年 月 日付けで事業計画の変更（中止）の申請のあった木造住宅耐震改修補助金については、下記のとおり承認したので、水戸市木造住宅耐震改修補助金交付要項第8条第2項の規定により通知します。

記

1 補助対象事業名

2 変更等の内容

様式第4号の2（第8条の2関係）

年 月 日

水戸市長 様

住所
申請者 氏名
電話

木造住宅耐震改修設計事業完了報告書兼木造住宅耐震改修工事事業実施承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた木造住宅耐震改修補助金について、木造住宅耐震改修設計事業が完了し、木造住宅耐震改修工事事業を実施したいので、水戸市木造住宅耐震改修補助金交付要項第8条の2第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業名

2 住宅の所在地

3 添付書類

- (1) 耐震改修設計に係る契約書の写し
- (2) 耐震改修工事設計書（設計者名及び耐震改修工事後の耐震評点の記載があるもの）
及び耐震改修工事詳細図
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める書類

様式第4号の3（第8条の2関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

木造住宅耐震改修工事事業実施承認通知書

年 月 日付けで報告のあった木造住宅耐震改修補助金について、木造住宅耐震改修設計事業の完了を確認し、木造住宅耐震改修工事事業の実施を下記のとおり承認したので、水戸市木造住宅耐震改修補助金交付要項第8条の2第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助対象事業名
- 2 住宅の所在地

年 月 日

水戸市長 様

住所
申請者 氏名
電話

木造住宅耐震改修実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた木造住宅耐震改修補助金について、事業が完了したので、水戸市木造住宅耐震改修補助金交付要項第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助対象事業名

2 交付決定額 金 円

3 実績額 金 円

4 添付書類

- (1) 契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 木造住宅耐震改修工事事業にあつては工事図面その他の図書及び工事写真，木造住宅耐震改修設計事業にあつては設計書（設計者名及び耐震改修工事後の耐震評点の記載があるもの）
- (4) 前3号に掲げるもののほか，市長が特に必要があると認める書類

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

木造住宅耐震改修補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった木造住宅耐震改修補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、水戸市木造住宅耐震改修補助金交付要項第10条の規定により通知します。

記

1 補助対象事業名

2 補助金の確定額 金 円

年 月 日

水戸市長 様

住所
請求者 氏名
電話

木造住宅耐震改修補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった木造住宅耐震改修補助金について、補助金の交付を受けたいので、水戸市木造住宅耐震改修補助金交付要項第11条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助対象事業名

2 請求金額 金 円

3 補助金の振込先

金融機関名		支店名	
預金種目	普通・当座		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

注 口座名義人は、請求者と同一であること。